

24水港第2263号

平成24年11月6日

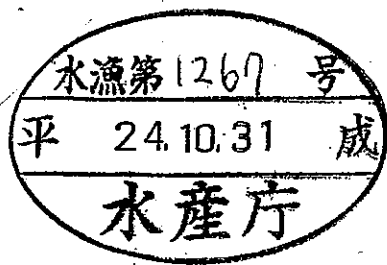
岩手県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
宮城県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
福島県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長  
防災漁村課長

「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」の  
一部改正について

このことについて、別添のとおり運用することとしたので、参考として通知する。

また、貴管下の関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。



24 経 第 720 号  
平成24年10月31日

水産庁長官 殿

大臣官房経理課長

「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」  
の一部改正について

このことについて、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年10月10日付け国土入企第19号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）のとおり通知があり、農林水産省においても、依然として入札不調が多数発生しているため、更なる入札不調対策が必要であることから、農林水産省における「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年3月9日付け23経第1444号大臣官房経理課長通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、通知する。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。



別紙

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて（平成24年3月9日付け23経第1444号大臣官房経理課長通知）の一部改正新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙) 被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を活用するための当面の運用について</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 対象工事</p> <div data-bbox="152 550 1097 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。 ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事(※)は除く。</p> </div> <p>※ 「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。 [削る。]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。</li> </ul> <p>3. ～6. [略]</p> <p>7. 登録</p> <div data-bbox="152 986 1097 1053" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。</li> <li>[略]</li> <li>[略]</li> </ul> <p>8. ～10. [略]</p> <p>参考 [略]</p>	<p>(別紙) 被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を活用するための当面の運用について</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 対象工事</p> <div data-bbox="1153 550 2105 651" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。 ただし、大規模な工事(※1)と技術的難度の高い工事(※2)は除く。</p> </div> <p>※1 予定価格が2億円程度を上回る工事とし、発注者において適切に定める。</p> <p>※2 発注者において適切に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定める。</li> </ul> <p>3. ～6. [略]</p> <p>7. 登録</p> <div data-bbox="1153 986 2105 1053" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大2までとする。</li> <li>[略]</li> <li>[略]</li> </ul> <p>8. ～10. [略]</p> <p>参考 [略]</p>

附則

この通知は、平成24年11月1日から施行する。

(別紙)

被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を活用するための当面の運用について

## 1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※1）の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業（※2）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とする。

※1 「被災地域」の範囲については、発注者の実情に応じて定める。（例：県内、県内ブロック等）

- ※2 復興JVは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所の有無を問わないものとする。
- この運用方針は、復興JV制度の試行期間に係る措置とする。
  - 復興JV制度の試行対象エリアは、当面の間、岩手県、宮城県及び福島県とする。

## 2. 対象工事

被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。  
ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※）は除く。

※、「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。

- 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。

## 3. 構成員の数

2ないし3社とする。

## 4. 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を1社以上含むものとする。

- 同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準として考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。

- ・ 経常 J・V の構成員である一の企業が復興 J・V の構成員となることは可。

## 5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(※1)
- 2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(※2)

※1 国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

## 6. 結成方法

自主結成とする。

## 7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

- ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。
- ・ 一の企業との同時登録は可。特定 J・V 及び経常 J・V との同時結成・登録は可とする。
- ・ 同一の企業が、単体、経常 J・V 又は復興 J・V のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

## 8. 出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(※)

※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

2社の場合30パーセント以上

3社の場合20パーセント以上

## 9. 代表者

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

## 10. 協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常JVのものを準用することとし参考のとおりとした。

天



国土入企第 19 号  
平成 24 年 10 月 10 日

農林水産省大臣官房経理課長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復旧・復興工事が更に本格化することが想定されますが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興 J.V）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 29 日付け国土入企第 34、35、36、37 号。以下「当面の取扱い」という。）を通知したところですが、依然として入札不調が多数発生している各発注者においては、更なる入札不調対策として別紙のとおり当面の取扱いを改正したので適切に活用するよう通知いたします。

なお、独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれましては必要に応じて、所管法人に対し、被災三県におかれましては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、更に、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

